

議案第11号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第11号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例

平成19年2月1日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたる契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたる契約を締結する必要があるもの

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。